

令和4年長浜市議会定例会

令和5年3月定例会

## 提案議案概要

2月20日送付

### 34議案

- ・当初予算 9議案
- ・補正予算 8議案
- ・条例 15議案
- ・その他議案 2議案

予算関係

【当初予算】 9件

議案第1号 令和5年度長浜市一般会計予算

議案第2号 令和5年度長浜市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和5年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

議案第4号 令和5年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第5号 令和5年度長浜市介護保険特別会計予算

議案第6号 令和5年度長浜市休日急患診療所特別会計予算

議案第7号 令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第8号 令和5年度長浜市病院事業会計予算

議案第9号 令和5年度長浜市公共下水道事業会計予算

【補正予算】 8件

議案第10号 令和4年度長浜市一般会計補正予算（第13号）

議案第11号 令和4年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和4年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

議案第13号 令和4年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和4年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第15号 令和4年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和4年度長浜市病院事業会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和4年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

条例関係

所管課	内 容
<p>しょうがい 福祉課</p>	<p><b>議案第 18 号 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定について</b></p> <p>手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進することにより、安心して暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、その基本理念等を定める本市条例を制定するものです。</p> <p>【主な内容】</p> <p>基本理念（第 3 条）を定め、市の責務（第 4 条）及び市民、ろう者の役割（第 5 条）を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定（第 6 条）し、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境づくりに取り組む。</p> <p>【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>スポーツ振 興課 生涯学習文 化課 商工振興課 都市計画課</p>	<p><b>議案第 19 号 長浜市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から稼働予定である長浜市公共施設予約システムの導入に伴い、使用の許可に係る手続をシステム導入施設で統一し、利用者の利便性の向上を図るため、関係する複数の条例を一括して改正する本市条例を制定するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 使用料の納付時期を関係条例において統一する。  (2) 施設利用後の使用料納付にも対応できるよう関係条例において統一する。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市民スポーツ施設条例</li> <li>・長浜市市民文化ホール条例</li> <li>・長浜市勤労者福祉施設条例</li> <li>・長浜市都市公園条例</li> </ul> <p>【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>都市計画課 建築課</p>	<p><b>議案第 20 号 長浜市手数料条例の一部改正について</b></p> <p>宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の改正及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 改正宅地造成等規制法の経過措置期間の許可等に対応するための手数料名称変更</p> <p>改正後の宅地造成等規制法の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間は、改正前の宅地造成等規制法に基づく規制を適用する経過措置が設けられていることから、当該期間中の審査に対応するよう規定を改める。</p>

- (2) 省エネ性能の向上に資する改修等における特例許可申請手数料の設定  
建築基準法の改正により、省エネ性能の向上に資する改修を行う場合に容積率や高さの制限に関して特例許可制度が定められたことから、当該許可申請に対して手数料を徴収することとし、その額を定める。

手数料の名称	手数料の額
建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
第一種低層住居専用地域内等における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円

- (3) 低炭素建築物認定における申請手数料の追加設定  
都市の低炭素化の促進に関する法律又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請について、現行の詳細な評価方法（性能基準）に加え、簡易な省エネ性能の評価方法（仕様基準）が規定されたため、当該方法を用いた場合の手数料を定める。

（例：一戸建て住宅の低炭素建築物新築等計画認定申請）

床面積の合計	手数料の額（円）		
	評価書面なし		評価書面あり
	性能基準	仕様基準（追加）	
200㎡未満	45,000	24,000	8,000
200㎡超	48,000	25,000	8,000

※評価書面：省エネ性能評価機関（民間機関）で技術審査されたことがわかる書面

- (4) 建築基準法の改正に伴う条項ずれの改正及び文言整理等

【施行日】(1) 令和5年5月26日

(2)～(4) 令和5年4月1日

保険年金課

**議案第21号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について**

健康保険法施行令の一部改正及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金支給額、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得算定基準の見直しを行うため、本市条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

- (1) 出産育児一時金の支給額の見直し  
出産費用の推計等を勘案し、出産育児一時金の支給額を引き上げる。  
【支給総額】（現行）42万円 ⇒ （改正後）50万円（+8万円）  
※産科医療補償制度掛金1.2万円を含む
- (2) 国民健康保険料の賦課限度額の見直し  
中間所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額を引き上げる。  
【賦課限度額】（現行）102万円 ⇒ （改正後）104万円  
（内訳）後期支援金限度額20万円 ⇒ 22万円（+2万円）  
※基礎賦課分、介護納付金賦課分は変更なし
- (3) 軽減判定所得算定基準額の見直し  
物価上昇を勘案し、低所得者に係る保険料の軽減基準となる判定所得算定基準額を引き上げる。

	<p>(現 行) 5 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (28.5 万円×被保険者数)  2 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (52.0 万円×被保険者数)  (改正後) 5 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (29.0 万円×被保険者数)  2 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (53.5 万円×被保険者数)</p> <p>【施行日】令和 5 年 4 月 1 日</p>
幼児課	<p><b>議案第 22 号 長浜市保育所条例の一部改正について</b></p> <p>令和 6 年 4 月 1 日から一麦保育園を民営化することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】  公立保育所について規定する別表から「一麦保育園」を削除する。</p> <p>【施行日】令和 6 年 4 月 1 日</p>
下水道施設課	<p><b>議案第 23 号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について</b></p> <p>長浜市下水道ビジョンに基づき、公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】  廃止する施設 ・ 五大田地区農業集落排水処理施設</p> <p>【施行日】令和 5 年 4 月 1 日</p>
住宅課	<p><b>議案第 24 号 長浜市市営住宅条例等の一部改正について</b></p> <p>住宅セーフティネット強化の観点から、公営住宅における入居保証人制度の廃止、期限付き入居制度の見直し等を行うため、関係する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 入居保証人制度の廃止  入居の際に提出する請書に連帯保証人 2 名の連署を求めることを廃止する。</p> <p>(2) 期限付き入居制度の見直し  公営住宅の耐用年数に基づく期限付き入居制度を廃止し、入居期間に期限を設けない入居決定を行うこととする。  ただし、子育て支援住宅制度の対象となる公営住宅については、従前の期限付き入居制度を継続する。</p> <p>(3) その他文言整理等所要の改正</p> <p>【関係条例】  ・ 長浜市市営住宅条例  ・ 長浜市改良住宅条例  ・ 長浜市特定公共賃貸住宅条例</p> <p>【施行日】令和 5 年 4 月 1 日</p>
防災危機管理局	<p><b>議案第 25 号 長浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>長浜市消防団において取り組まれている消防団組織の再編により、令和 6 年 4 月 1 日から新体制での活動へ移行し、令和 5 年度は現状体制を維持することとされた決定を受け、条例定員数に応じて支払う必要がある退職報償金の掛金等の負担額軽減を図るべく、条例定員数を現在の実団員数に改めるため、本市条例の一</p>

	<p>部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b>  条例定員数を 2,014 人から 1,748 人に改める。</p> <table border="1" data-bbox="411 331 1428 555"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 在</th> <th>改正後 (令和 5 年 4 月から)</th> <th>【参考】 (令和 6 年 4 月から予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定員数</td> <td>2,014 人</td> <td>1,748 人</td> <td>約 880 人</td> </tr> <tr> <td>実 団 員 数</td> <td>1,748 人</td> <td>1,748 人</td> <td>約 880 人</td> </tr> <tr> <td>欠 員 数</td> <td>266 人</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行日】</b> 令和 5 年 4 月 1 日</p>		現 在	改正後 (令和 5 年 4 月から)	【参考】 (令和 6 年 4 月から予定)	条例定員数	2,014 人	1,748 人	約 880 人	実 団 員 数	1,748 人	1,748 人	約 880 人	欠 員 数	266 人	—	—
	現 在	改正後 (令和 5 年 4 月から)	【参考】 (令和 6 年 4 月から予定)														
条例定員数	2,014 人	1,748 人	約 880 人														
実 団 員 数	1,748 人	1,748 人	約 880 人														
欠 員 数	266 人	—	—														
<p>歴史遺産課</p>	<p><b>議案第 26 号 長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正について</b></p> <p>博物館法（以下「法」という。）の一部を改正する法律の施行に伴い、同法に定める項目を引用する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 博物館設置規定の改正  法第 18 条の規定が削除されたことに伴い、同条の引用を削除する。</p> <p>(2) 博物館協議会規定の改正  法第 20 条が繰り下げられたことに伴い、これを改めるとともに文言を整理する。</p> <p><b>【施行日】</b> 令和 5 年 4 月 1 日</p>																
<p>健康企画課</p>	<p><b>議案第 27 号 ながはま 0 次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例の一部改正について</b></p> <p>京都大学と共同で実施している 0 次予防コホート事業について、個人情報保護法（以下「法」という。）の改正及び国が策定した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）」の見直しを受け、これらの内容と整合を図るため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 用語の定義関係（条例第 2 条）  法の改正に伴い変更・削除された用語について変更する。  このうち、定義「個人情報等」については、死者を含める「等」を削除し、生存する個人に関する情報に限定する。</p> <p>(2) 市長の責務（条例第 6 条）  個人情報の管理主体について、市長が適正に管理運用を図るものとし、個人情報管理者の設置義務がなくなったことにより規定表現を改める。  また、個人情報の管理運用に関する市長の権限又は事務を別に定める者に委任できる規定を追加する。</p> <p>(3) 医学研究科長の責務（条例第 7 条）  市長の責務と同様に、試料・情報及び個人識別符号の管理主体について、医学研究科長が適正に管理運用を図るものとし、管理者の設置義務規定を改めるとともに、医学研究科長の権限又は事務を別に定めるものに委任できる規定を追加する。</p>																

	<p>(4) 試料・情報の蓄積及び管理運用関係（条例第 10 条）  (1)の改正により、個人情報の定義のうち死者に関する情報を除いたため、当該情報の取扱いについて、倫理指針の規定のとおり、生存する個人に関する情報と同様に適切に取り扱うよう定める。  また、個人情報の開示について、法の規定が適用されるため、同法の規定のとおり定める。</p> <p>(5) 長浜市個人情報保護条例の適用除外（条例第 14 条）  個人情報の保護に関する規律が国の運用に一元化されることに伴い、長浜市個人情報保護条例が廃止されるため、当該条例の適用除外規定を削除する。  【施行日】令和 5 年 4 月 1 日</p>
住宅課	<p><b>議案第 28 号 長浜市改良住宅の譲渡に関する条例及び長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部改正について</b></p> <p>改良住宅の譲渡について、事務の簡素化や手続期間の短縮を図るべく、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市改良住宅の譲渡に関する条例の一部改正  用途廃止に係る国の手続を経た改良住宅については、譲渡及び譲渡価格算定に際しての国土交通大臣の承認を不要とすることができるよう改める。</li> <li>・長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部改正</li> </ul> <p>(1) 貸付対象者の規定を緩和する。  （現 行）改良住宅の譲受けを希望する入居者  （改正後）改良住宅の譲受けを希望する者</p> <p>(2) 引用条項の整理  【施行日】令和 5 年 4 月 1 日</p>
子育て支援課	<p><b>議案第 29 号 長浜市附属機関設置条例の一部改正について</b></p> <p>附属機関「長浜市子ども・子育て会議」について、令和 5 年 4 月 1 日に施行されるこども基本法第 10 条第 2 項及び第 5 項に基づくこども施策についての計画の策定をはじめ、子供や若者に関する総合的な施策の推進に関する事項についての調査や審議を行うことから、機関の名称及び所掌事務を新たな趣旨に沿うよう変更するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 名称の変更  （現 行）長浜市子ども・子育て会議  （改正後）長浜市未来こども若者会議</p> <p>(2) 所掌事務の変更  （現 行）次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく計画策定、進行管理及び子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進に関する必要な事項の調査審議  （改正後）こども基本法に基づく計画策定、進行管理等こども及び若者に関する総合的な施策の推進に関し必要な事項の調査審議</p>

	<p>※委員の定数は変更なし</p> <p>【施行日】令和5年4月1日</p>
幼児課	<p><b>議案第30号 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b></p> <p>子ども・子育て支援法の規定に基づき条例で定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について、条例で規定する事項の基準となる内閣府令が改正されたため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>民法の一部が改正され、懲戒権が削除されたことに伴い、条例における懲戒権に関する規定を削除する。</p> <p>(参考) 特定教育・保育施設：保育所、認定こども園、幼稚園 市内33園 特定地域型保育事業：市内に該当なし</p> <p>【施行日】令和5年4月1日</p>
幼児課	<p><b>議案第31号 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b></p> <p>児童福祉法の規定に基づき条例で定めている家庭的保育事業の設備及び運営基準について、条例で規定する事項の基準となる厚生労働省令が改正されたため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 懲戒権に関する規定の削除 民法の一部が改正され、懲戒権が削除されたことに伴い、条例における懲戒権に関する規定を削除する。</p> <p>(2) 安全計画策定等の義務化 設備の安全点検や安全に関する研修、訓練等についての計画(安全計画)の策定等を義務として規定する。</p> <p>(3) 自動車運行時の所在確認の義務化 乗車・降車時の点呼等による利用乳幼児の所在確認及び車内置き去り防止のためのブザー等の設置を義務として規定する。 なお、経過措置として、ブザー等の設置が困難な場合は、設置に代わる措置を講じたうえで、令和6年3月31日まで設置しないことができる。</p> <p>(4) その他用語の整理 (参考) 家庭的保育事業等：市内に該当なし</p> <p>【施行日】令和5年4月1日</p>
子育て支援課	<p><b>議案第32号 長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b></p> <p>児童福祉法の規定に基づき条例で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について、条例で規定する事項の基準となる厚生労働省令が改正されたため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 安全計画策定等の義務化</p>



	<p>設備の安全点検や安全に関する研修、訓練等についての計画（安全計画）の策定等を義務として規定する。</p> <p>なお、経過措置として、当該規定の適用については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。</p> <p>(2) 自動車運行時の所在確認の義務化 乗車・降車時の点呼等による利用者の所在確認を義務として規定する。</p> <p>(3) 業務継続計画策定等の努力義務化 感染症や非常災害の発生時において利用者への支援提供を継続するための計画（業務継続計画）の策定を努力義務として規定する。</p> <p>(4) その他用語の整理</p> <p>【施行日】令和5年4月1日</p>
--	---

その他の事件関係

所管課	内 容																								
幼児課	<p><b>議案第33号 財産の譲渡について</b></p> <p><b>議案第34号 財産の貸付けについて</b></p> <p>社会福祉法人香雲会が令和6年4月1日から一麦保育園を運営するにあたり、教育・保育事業の用に供するため、次のとおり財産を無償譲渡及び無償貸付けすることについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【無償譲渡及び無償貸付けの相手方】 長浜市湖北町速水 2277 番地 社会福祉法人香雲会 理事長 門池 守</p> <p>【無償譲渡する財産】 建物 所在地 長浜市湖北町山本 3089 番地 名 称 一麦保育園 構 造 鉄骨造 平屋建 床面積 601.00 ㎡</p> <p>【無償譲渡する日】 令和6年4月1日</p> <p>【無償貸付けする財産】 土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">所在</th> <th style="width: 20%;">地目</th> <th style="width: 15%;">面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>長浜市湖北町山本字下川原 3089 番</td> <td>雑種地</td> <td>1,613</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>長浜市湖北町今西字川久保 2123 番</td> <td>雑種地</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>長浜市湖北町今西字川久保 2415 番</td> <td>宅地</td> <td>472.69</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>長浜市湖北町今西字川久保 2416 番</td> <td>雑種地</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>長浜市湖北町今西字川久保 2430 番</td> <td>雑種地</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table>		所在	地目	面積(㎡)	(1)	長浜市湖北町山本字下川原 3089 番	雑種地	1,613	(2)	長浜市湖北町今西字川久保 2123 番	雑種地	210	(3)	長浜市湖北町今西字川久保 2415 番	宅地	472.69	(4)	長浜市湖北町今西字川久保 2416 番	雑種地	1,129	(5)	長浜市湖北町今西字川久保 2430 番	雑種地	169
	所在	地目	面積(㎡)																						
(1)	長浜市湖北町山本字下川原 3089 番	雑種地	1,613																						
(2)	長浜市湖北町今西字川久保 2123 番	雑種地	210																						
(3)	長浜市湖北町今西字川久保 2415 番	宅地	472.69																						
(4)	長浜市湖北町今西字川久保 2416 番	雑種地	1,129																						
(5)	長浜市湖北町今西字川久保 2430 番	雑種地	169																						

(6)	長浜市湖北町今西字川久保 2431 番	雑種地	670
(7)	長浜市湖北町今西字川久保 2432 番	雑種地	1,374
(8)	長浜市湖北町今西字川久保 2433 番	雑種地	879
(9)	長浜市湖北町今西字川久保 2434 番	雑種地	437
【無償貸付けの期間】			
(2)及び(4)から(8)まで		令和5年4月1日から令和15年3月31日まで	
(1)、(3)及び(9)		令和6年4月1日から令和15年3月31日まで	

## 報告関係

### ・指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づく指定専決処分の報告

損害賠償の額を定めることについて 3件

公用車による物損事故（2件）

除雪車による物損事故（1件）

訴えの提起について 1件

### ・令和5年度徴収計画について

### ・令和5年度徴収計画について（病院事業）

## 第10号 令和4年度長浜市一般会計補正予算(第13号)の概要

### 一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	56,242,990	13,261,852	930,500	3,876,363	38,174,275
<b>3月補正予算額(第13号)</b>	<b>▲ 20,242</b>	<b>▲ 615,144</b>	<b>221,900</b>	<b>▲ 86,000</b>	<b>459,002</b>
				市税: 720,000 普通交付税: 588,320 特例交付金: 26,200 財産収入: 70,000 財政調整基金: △410,800 減債基金: △795,864 臨時財政対策債: △261,464 前年度繰越金: 522,610	
補正後予算額	56,222,748	12,646,708	1,152,400	3,790,363	38,633,277

#### 1. 補助採択等によるもの

**211,601**

○認定こども園園舎等維持管理経費	認定こども園空調設備更新工事 (六荘・あざい・とらひめ)	32,500	【国: 7,220】 【市債: 14,200】
○農業用施設整備等助成事業	基幹水利施設電気代高騰分の補助	4,001	【県: 4,001】
○土地改良事業	ため池耐震診断調査業務 (2池)	12,500	【県: 12,000】
○雪寒対策費	市道田部廣瀬線他消雪設備工事	60,000	【国: 34,000】 【市債: 22,600】
○舗装修繕事業	市道の舗装修繕 (2路線)	53,000	【国: 24,000】 【市債: 24,000】
○小学校校舎等維持管理経費	速水小学校便所改修工事	17,000	【国: 3,260】 【市債: 6,400】
○幼稚園園舎等維持管理経費	長浜西幼稚園空調設備更新工事	12,800	【国: 3,275】 【市債: 6,400】
○道路橋梁災害復旧事業	8月豪雨により被災した大見橋の災害復旧	19,800	【国: 7,887】 【市債: 11,800】

#### 2. 新型コロナウイルスワクチン接種に関するもの

**-217,000**

○新型コロナウイルスワクチン接種推進事業	新型コロナウイルスワクチン接種対策及び体制等の整備に要する経費	▲ 217,000	【国: ▲217,000】
----------------------	---------------------------------	-----------	---------------

#### 3. 決算見込みに合わせた補正

**-482,518**

○基金への積立	協働でつくる長浜まちづくり基金積立金 デジタル化推進基金積立金 公共施設等総合管理基金積立金 基金利子の積立 (10基金) ふるさと寄附金の積立 (5基金)	39,800 190,471 465,000 17,049 50,000	【市債: 39,800】 【その他: 17,049】 【基金: ▲94,163】 【その他: ▲58,886】
○国県支出金の増減や契約差金等に伴う事業費の減額・財源更正		▲ 1,244,838	【国: ▲462,889】 【県: ▲51,583】 【市債: 77,500】 【基金: ▲94,163】 【その他: ▲58,886】

#### 4. その他の予算措置

**467,675**

○職員給与費	退職者の増加による退職手当の追加	100,000	
○公有財産管理事務経費	緑ヶ浜ポンプ小屋解体工事	2,500	
○高齢者福祉施設管理運営事業	旧びわ高齢者福祉センター解体工事	70,500	
○病院事業会計負担金	長浜病院に対する負担金及び出資金の追加	28,516	
○有害鳥獣対策事業	有害鳥獣捕獲等報償金の追加	21,320	【県: 19,810】

○土地改良事業	県営かんがい排水事業負担金の追加	20,705【市債:19,200】
○農業集落排水事業特別会計繰出金	決算見込みによる整理に伴う繰出金の追加	84,794
○県営道路事業負担金	県営道路事業に対する負担金の追加	6,479
○公共下水道事業会計負担金	決算見込みによる整理に伴う負担金等の追加	80,486
○通園バス管理事業	通園バスに設置する安全装置の購入(5台)	875【県:875】
○学校給食センター管理運営事業	長浜南部学校給食センター調理室等床修繕	15,300
○道路橋梁災害復旧事業	8月豪雨により被災した北川橋撤去工事	36,200

## ■繰越明許費

○公有財産管理事務経費	緑ヶ浜ポンプ小屋解体工事	2,500	総務部財政課
○湖北支所等管理経費	湖北支所高压受電設備修繕	6,219	市民生活部市民課湖北支所
○高齢者福祉施設管理運営事業	旧びわ高齢者福祉センター解体工事	70,500	健康福祉部長寿推進課
○認定こども園園舎等維持管理経費	認定こども園空調設備更新工事 (六荘・あざい・とらひめ)	32,500	教育委員会事務局教育総務課
○土地改良事業	ため池耐震診断調査業務(2池)	12,500	産業観光部森林田園整備課
○雪寒対策費	市道田部廣瀬線他消雪設備工事	60,000	都市建設部道路河川課
○舗装修繕事業	市道の舗装修繕(2路線)	53,000	都市建設部道路河川課
○田部木之本線整備事業	交差点改良工事及び物件移転補償等	12,071	都市建設部道路河川課
○単独道路整備事業	水路改修工事(市道西山2号線他、市道飯浦余呉湖線)	19,600	都市建設部道路河川課
○単独河川整備事業	室町普通河川改修工事	22,869	都市建設部道路河川課
○地域振興事業	生活関連施設等整備交付金	4,510	北部振興局建設課丹生ダム対策室
○急傾斜地崩壊対策事業	布勢地区急傾斜地崩壊対策工事	91,858	都市建設部道路河川課
○田村駅周辺整備事業	市道田村駅南線(北川)暗渠工事	37,507	都市建設部都市計画課
○補助街路整備事業	地福寺神照線整備工事及び物件移転補償	54,224	都市建設部道路河川課
○小学校校舎等維持管理経費	速水小学校便所改修工事及び小谷小学校電気工作物修繕	18,374	教育委員会事務局教育総務課
○中学校校舎等維持管理経費	木之本中学校電気工作物修繕	1,357	教育委員会事務局教育総務課
○幼稚園園舎等維持管理経費	長浜西幼稚園空調設備更新工事	12,800	教育委員会事務局教育総務課
○通園バス管理事業	通園バス車両及び通園バスに設置する安全装置の購入	8,245	教育委員会事務局幼児課
○図書館管理運営費	浅井図書館高压受変電設備修繕	1,511	市民協働部生涯学習文化課
○学校給食センター管理運営事業	長浜南部学校給食センター調理室等床修繕	15,300	教育委員会事務局すこやか教育推進課
○農業用施設災害復旧事業	8月豪雨により被災した農業用施設の災害復旧	36,500	産業観光部森林田園整備課
○道路橋梁災害復旧事業	8月豪雨により被災した大見橋の災害復旧及び北川橋撤去工事	56,000	都市建設部道路河川課

## 特別会計

第11号 長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	保険給付費の追加、決算見込みによる減額等	85,844
第12号 長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第3号)	決算見込みによる減額	▲ 2,051
第13号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第2号)	介護予防・生活支援サービス費の追加等	5,055
第14号 長浜市休日急患診療所特別会計補正予算(第1号)	決算見込みによる減額	▲ 2,200
第15号 長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる減額等	▲ 38,700

## 企業会計

第16号 長浜市病院事業会計補正予算(第4号)	一般会計負担金等の精算、財源更正	▲ 4,065
第17号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	一般会計負担金等の精算、決算整理	▲ 16,911